

生保裁判連

ニュース

第五一号 二〇一二年十月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくり法律事務所
(○七五二四一二三四四)



各地の動き

生保裁判連第19回総会・交流会

2013年12月1日(日)午前10時から、滋賀県大津市「コラボしが21」で開催!

貧困と格差の拡大に伴い生活保護利用者は増加の一途を辿る一方、昨年吹き荒れた生活保護バッシングの嵐はついに政府による生活保護制度・基準双方の改悪に突き進み、生活保護はかつてないほど危機に立たされています。今年の総会・交流会はテーマを『危機に立つ生活保護 はね返そう、当事者とともに!』として、滋賀県大津市、コラボしが21(〒520-0806 大津市打出浜2-1、Tel 077-511-1400)で開催されます。

脇田滋龍谷大教授による基調講演「韓国に学ぶ反非正規、反貧困運動」(仮題)のほか、勝訴特別報告及び各分科会(第1分科会:不安定就労と生活保護、第2分科会:生活保護法改正と生活困窮者自立支援法、第3分科会:生活保護基準切り下げ)とも、盛りだくさんの内容です。

参加費500円(生活保護利用者は無料)、資料代1000円です。また、生保裁判連にご入会いただけの方は年会費2000円もこの場で承ります。

ぜひとも多数ご参加・ご来場下さい。

問い合わせは生保裁判連事務局まで

(生保裁判連事務局)

〒604-0982 京都市中京区御幸町通夷川上る松本町568 京歯協ビル3階

つくし法律事務所 TEL 075-241-2244 FAX 075-241-1661

(現地連絡先:せせらぎ法律事務所)

〒520-0056 大津市末広町7番1号大津パークビル7階TEL 077-511-5858、FAX 077-511-5859)

医療移送費不支給事件(神戸地方裁判所第2民事部平成25年3月22日判決)について弁護士 藤原精吾

はじめに
本来医療移送費(通院交通費)の支給を受けられたはずなのに、ケースワーカーの誤った説明で、原告は、6年半余にわたり受給できなかつた。その後北海道・滝川市通院費不正受給事件

判決

は、

1

は、

2

は、

3

は、

4

は、

5

は、

6

は、

7

は、

8

は、

9

は、

10

は、

11

は、

12

は、

13

は、

14

は、

15

は、

16

は、

17

は、

18

は、

19

は、

20

は、

21

は、

22

は、

23

は、

24

は、

25

は、

26

は、

27

は、

28

は、

29

は、

30

は、

31

は、

32

は、

33

は、

34

は、

35

は、

36

は、

37

は、

38

は、

39

は、

40

は、

41

は、

42

は、

43

は、

44

は、

45

は、

46

は、

47

は、

48

は、

49

は、

50

は、

51

は、

52

は、

53

は、

54

は、

55

は、

56

は、

57

は、

58

は、

59

は、

60

は、

61

は、

62

は、

63

は、

64

は、

65

は、

66

は、

67

は、

68

は、

69

は、

70

は、

71

は、

72

は、

73

は、

74

は、

75

は、

76

は、

77

は、

78

は、

79

は、

80

は、

81

は、

82

は、

83

は、

84

は、

85

は、

86

は、

87

は、

88

は、

89

は、

90

は、

91

は、

92

は、

93

は、

94

は、

95

は、

96

は、

97

は、

98

は、

99

は、

100

は、

101

は、

102

は、

103

は、

104

は、

105

は、

106

は、

107

は、

108

とを明示または默示に示した場合には、被保護者に認められた保護変更の申請権を侵害するものとして、「国家賠償法上、違法であると解すべきである」と判示した。そして、本件ケースワーカーらは、原告に医療移送費が支給される可能性があることを認識すべきであり、原生戸が、あることを認識すべきであり、原生戸が、保険開始時点での不支給は職務上の違法行為を認め、損害賠償を命じた小倉北自殺事件判決（平成23年3月29日）さいたま地裁の三郷市生活保護事件判決（平成25年2月20日）に対し、本判決は、保護開始後の教示、援助義務違反を認めた判決である。

妻と次女が保護から外された。この事態に、上記弁護士が三郷市に事实確認したところ、「大の大人が3人もいて、繰り返し質問し、これに対し漫然と、生活保護費の中から貯うようにとの返答を繰り返したことは当該扶助を行う可能性がないことを明示または默示に示したものというべきで、国家賠償上、保険開始時点での不支給は職務上の違法行為を認め、損害賠償を命じた小倉北自殺事件判決（平成23年3月29日）さいたま地裁の三郷市生活保護事件判決（平成25年2月20日）に対し、本件訴訟の争点と意義の主な争点は、①被告が、補足性の原則（親族の支援、稼働能力）を理由に申請を拒否し続けた行為の違法性、②市外への転居を指導し、転居後のことの違法性、の2点である。

3 爭点に関する判断

（1）水際作戦について（口頭による申請の意思表示の有無）

ア 当事者の主張

被告：平成18年6月弁護士が同行するまでの面接は、単なる相談であつて、生活保護の申請の意思表示はなかつた。

イ 裁判所の判断

裁判所は、以下の通り、平成17年に3月の2回目の面接からの被告の対応に違法を認めた。

被告：原告らは転居後自立すると意思を表明して自発的に転居したのであり、申

（2）転居に伴う保護の打切りについて

ア 当事者の主張

被告：原告らは転居後自立すると意思を表明して自発的に転居したのであり、申

（3）転居に伴う保護の打切りについて

ア 当事者の主張

被告：原告らは転居後自立すると意思を表明して自発的に転居したのであり、申

（4）最高裁判決の決定

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またしても決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またしても決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。

また、被告職員は上記通り転居後は保護を受けずに自立するよう促して

いた以上、同職員が転居後保護の相談に移管の通知をしなかつた以上、移

管通知義務を怠つたことに違法がある。

裁判官のうち、右陪席と左陪席の交代があり、第15回口頭弁論期日では、弁

論の更新手続きがなされました。同期

日では、控訴人、被控訴人双方の準備

書面の提出があり、控訴人、被控訴人ともに、次回、主張立証を補充するこ

とで続行となりました。控訴人側が以前から申請している原告本人尋問の採

否については、またでも決定が留保のまま、次回期日は、平成25年11月27日午前11時に決定され、被告職員は、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

裁判長からは、結審もあり得ると通告され、期日調書にもその旨が記されています。

4 最後に

本判決は、生活保護の相談に来た市民が、福祉課職員の誤った教授等により生活保護申請に至れなかつた場合、

福水際作戦への相談を禁じる発言は申請権侵害であり、違法である。